

平成25年度（平成24年度対象）

教育に関する事務の点検及び評価

報 告 書

平成25年8月26日

三条市教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣 旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数３人 任期２年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参 考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。

「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などに対する理解を深め、これらを愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

点検・評価対象項目（平成24年度執行状況）

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

項 目	H24 担当 (H25 担当)	評価	ページ
豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実			1
(1) 小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進室 (小中一貫教育推進課)	B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施	学校教育課 (小中一貫教育推進課)	C	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実		B	6
(4) 食育・体力づくりの充実		A	8
(5) 適応教室指導事業の充実		C	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実		B	12
2 学校と家庭・地域との連携の推進			13
(1) 放課後子ども教室	子育て支援課	C	14
(2) 家庭教育講座		B	16
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	B	17
(4) スクールアシスタント制度の充実	学校教育課 (小中一貫教育推進課)	B	19
(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築		B	20
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			21
(1) 生涯各期における学習機会の充実	生涯学習課	B	22
(2) 現代的課題などの学習		B	24
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり		A	26
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			28
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	A	29
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	31
(3) 文化遺産の公開・活用		B	32

【教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成24年度）】

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	34
2 教育委員の学校訪問	37
3 教育委員の行政視察	37
4 教育関係会議への教育委員の出席	38
5 その他の出席	38

【三条市教育事務点検評価委員会】

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱	39
2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	40
3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況	40

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

《主な取組》

(1) 小中一貫教育の推進 【小中一貫教育推進室】

次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育への取組みを推進します。

(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施 【学校教育課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実 【学校教育課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

(4) 食育・体力づくりの充実 【学校教育課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) 適応教室指導事業の充実 【学校教育課】

相談員を配置し、保護者や児童生徒、学校・教員への相談支援の充実に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【学校教育課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

《平成24年度の点検、評価等》

1－(1) 小中一貫教育の推進

【小中一貫教育推進室】

【目的】

未来を拓き力強く生きるために、「確かな学力」を身に付け、「豊かな心・個性」を涵養し、「健やかな身体」の伸長を図ること。

【内容】

三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するため、「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、次の事項を推進する。

- ① モデルカリキュラムの自校区化の推進
- ② 各中学校区の小中一貫教育の推進
- ③ 教職員研修の実施

【主な事務事業】

- ① モデルカリキュラムの自校区化の推進

中学校各教科及び特別支援教育の小中一貫教育モデルカリキュラムを基に、各中学校区で自校区化を推進する。また、引き続き、小学校モデルカリキュラムの自校区化を図る。

- ② 各中学校区の小中一貫教育の推進

モデル中学校区における小中一貫教育の実践研究に関する中間発表会を開催し、その成果等を全中学校区で共有化を図る。また、モデル中学校区での取組を参考に、各中学校区においては、推進協議会の開催、推進計画の策定を行い、小中交流活動など具体的な取組を進める。

- ③ 教職員研修の実施

小・中学校教職員を対象に、小中一貫教育の推進に関する研修会や他市成果事例の講演会を開催し、先進事例に学びながら、実践意欲の維持向上及び取組内容の充実を図る。

【評価】B

平成25年度小中一貫教育全面実施に向け、各中学校におけるこれまでの取組からの成果、課題を取りまとめ、小中一貫教育実践発表会を開催し、全中学校区で共有化を図った。これを踏まえ、各中学校区小中一貫教育の全体構想である中学校区小中一貫教育グランドデザインを策定した。また、小中一貫教育モデルカリキュラムの自校区化を進め、各中学校区においてカリキュラムの整備を行った。

小中一貫教育基本方針を受けて、これまでの取組を基盤に平成 25 年度の全面実施以降の取組の基準となる「三条市小中一貫教育推進指針」を策定した。ほかに、小中一貫教育担当者研修を 4 回開催し、各中学校区の取組状況を発表するなど、相互研鑽に努めた。さらに、全市的な今後の取組の改善や点検・評価について検討する組織として、「三条市小中一貫教育推進委員会」を立ち上げた。

これまでの取組をとおして、教職員へのアンケート結果から、小中学校教職員の協働意識が高まってきたという結果を得ることができた。

【今後の方針】

平成 25 年度は、小中一貫教育の取組の点検、評価等の在り方についての検討を小中一貫教育推進委員会を中心に引き続き行い、継続的な点検・評価に資する内容、項目を設定するとともに、全市一斉の点検・評価が実施できるよう準備を進める。また、新たに設置された三条市教育センターによる教職員の研修体制を整備し、研修・講座を開設する。

保護者や地域住民の小中一貫教育へのより一層の理解、浸透を図るための講演会の開催及び継続した広報啓発活動に努める。各中学校区小中一貫教育推進協議会が中学校区における取組の実施主体として主体的な運営がなされるよう、指導主事を配置し、確実な支援を行う。



小中交流活動



小中交流活動



小中教職員合同研修会



小中一貫教育実践発表会

1－(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向けて、中学校区ごとに学力向上プロジェクト会議を組織し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を開催したり、中学校区ごとの公開授業研究（協議会）に指導者を派遣したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図る。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト会議

中学校区ごとに管理職（校長、教頭）や主任（教務主任、研究主任、教科主任等）の指導力を生かした「学力向上プロジェクト会議」を組織し、学力分析（標準学力検査（NRT）や全国学力・学習状況調査）を行い、各中学校区の実態に応じた対策を立て、学習指導、授業改善を図る。

② 学力向上研修会

学力向上に向けて、Web 配信システム活用研修会、デジタル教科書活用研修会、環境教育研修会等を行い、日々の授業改善に生かしていくことを指導する。

③ 各中学校区公開授業と協議会

各中学校区ごとに小学校と中学校を会場に相互の教職員が参加して、公開授業と協議会を行い、小・中学校の教師が共通理解を図りながら互いの指導力・授業力を高める。

【評価】 C

小学5年生をピークとして、学年が上がるにつれて偏差値が下がる傾向がある。基礎的な学力はある程度身に付いていると考えられるが、それを活用したり、応用したりしていく思考力に問題があると思われる。特に、中学校での論理的な思考力が伸びるように、小学校段階から論理的に考える学習をより多く展開していく必要がある。

【今後の方針】

小中一貫教育の推進を通して、小中教職員が連携して授業改善・指導改善を行っていく。学力の向上に向けては、学習意欲のある子どもを育てることが肝要である。互いを

尊重し合い、何でも話せるよりよい人間関係の中で、子どもが問題意識を明確にもった授業を展開し、互いに話し合ったり、筋道立てて書いたりする機会を取り入れた授業を展開することで子どもの思考力を高めていく。また、県が進めている Web 配信システムを活用し、学び直しをしながら基礎・基本の定着に向けた努力を積み重ねていくようにする。平成 25 年度に開設する教育センターを中心に、教職員の資質能力の向上に向けて研修を充実させ、子どもたちの学力向上に寄与していく。



第一中学校区全体研修会

1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

ものづくり、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りを持ち、主体的に探求する感性を養うとともに、将来の地場産業の活性化に貢献できる子どもの育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育推進事業では、三条の刃物（ものづくり）の伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ぶ機会を児童生徒に提供する。

② 科学教育推進事業

科学教育推進事業では、「科学する目と探求心」を育む4つのプロジェクトを推進することにより、三条市の子どもの科学への興味関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもを育む。

【評価】B

刃物（ものづくり）教育推進事業では、実施後のアンケートにおける教職員の満足度の評価は5段階評価で4.8であった。子どもの評価は、「とても楽しかった」「楽しかった」とする割合が95.0%（前年度94.9%）と前年度同様に高い評価になった。

科学教育推進事業では参加者総数が前年度よりも減少し1,821人（前年度比87.5%）であったが、参加者の満足度は90%を超え、高い評価を得ることができ、参加した子どもたちの科学への興味・関心を高めることができた。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育推進事業では、小中一貫教育のカリキュラムに基づき、児童生徒が三条金物や刃物の歴史を学んだり、ものづくりを体験したりする活動を教科・領域の学習と関連付け、学習内容または発展学習として学習計画に組み入れるように学校に働きかけていく。また、三条鍛冶道場等の関係団体との連携を密にし、日程や活動内容等の調整をして各校が取り組みやすい環境を整えていく。

科学教育推進事業では、たくさんの児童生徒が興味・関心をもって参加できるように、これまでの実績や今日的な内容等を考慮しながら、各プロジェクトの内容・方法等を見直

すとともに、PR活動を工夫していく。



刃物（ものづくり）教育：和釘づくり



科学教育：地学教室

1－(4) 食育・体力づくりの充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の健康増進、体力の向上を図ること。

【内容】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、食に関する生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童・生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を中心に、各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

子どもがつくる弁当の日の取組を推進することにより、子どもの食や健康について、親や子ども自身の意識を高め、子どもの生活習慣の改善を図る。

② 1学校1取組

体力テスト（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的に体力の向上が図れるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに生かす。

【評価】 A

食育では、「子どもがつくる弁当の日」の全小中学校での実施学年数が予定していた66学年を上回っており、延べ実施回数は203回であった。また、各校の取組の肯定的評価は90%を超えており、各校が子どもの実態に合わせて工夫しながら実践し、親や子どもの食や健康への関心を高め、子どもの生活習慣の改善につなげることができた。

体力づくりでは、「1学校1取組」策を中心に、各校において体力向上のための取組が継続的に行われたことにより、32項目中10項目が県平均を上回り、2年度連続で目標値を達成した。この向上傾向を維持し平成26年度目標達成に向け、今後も各校の「1学校1取組」の実践に力を入れる。

しかし、調査対象の小5、中2の女子においては県平均を上回る項目がなかった。

【外部の方からの主な意見等】

「子どもがつくる弁当の日」については、日ごろ料理をつくってくれる人への感謝の気持ちや食への関心を育むうえでは、本当に良い事業だと思う。

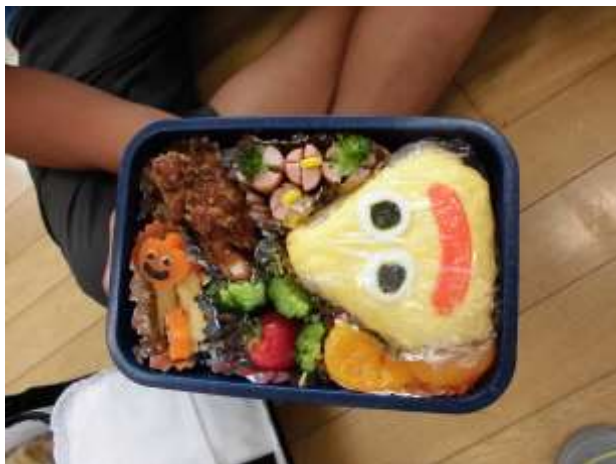
【市の対応状況】

今後も家庭との連携の仕方を工夫しながら、「子どもがつくる弁当の日」の取組を充実させていく必要がある。

【今後の方針】

食育では、実施対象学年を中学3年まで広げて取組を継続するとともに実践事例等の情報を提供して各校の取組を充実させ、食や健康への意識を高め、生活習慣の改善を図る態度を育成していく。

体力づくりでは、女子の体力向上のためにレクリエーション的要素を取り入れるなど運動への意欲を高めることに重点を置き、各校の実態に応じて「1学校1取組」を改善するように促す。



三角おにぎりやかわいい人参入りのキャラ弁



おにぎりは自分で！おかずはお母さんと一緒に！



1～6年生までの縦割り班によるお弁当会食会
(子どもがつくる弁当の日にあわせて実施)



「体力づくり」に向けて、みんなで声を
かけ合って、学年一斉ランニング開始！

1－(5) 適応教室指導事業の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の不登校の減少と集団生活適応力を育成すること。

【内容】

適応指導事業である「適応指導教室ふれあいルーム」と「訪問指導」の運営を中核に、学校と家庭及び関係機関が密接に連携し、不登校児童生徒の在籍校復帰と進路目標の実現をめざす。また、適宜、カウンセラーや不登校児童生徒支援員を派遣し、ケースに応じた柔軟な支援により不適応状態からのステップアップを支援する。

「子ども・若者総合サポートシステム」とのタイアップにより、支援機関と協働して、様々な困難をかかえながら苦しむ児童生徒に対して、継続的、組織的に支援を行う。

不登校や集団不適応の原因ともなるいじめを根絶するため、各学校において現状を踏まえた具体的な取組を構築し、いじめ見逃しゼロの学校をつくる。

【主な事務事業】

① 適応指導教室の運営（訪問指導を含む）

適応指導教室指導員、不登校児童生徒支援員、サポートネットワーク支援員等を配置して、関係機関との連携により、不登校の改善、集団適応力の育成に努める。（平成24年度：適応指導教室嘱託員3人、不登校児童生徒支援員1人、訪問指導員2人、アシスタント1人、サポートネットワーク指導員1人、臨床心理士1人）

② SSN（スクーリング・サポート・ネットワーク）カウンセリング事業

年々深刻化するいじめや外部機関のどこにも繋がらないような引きこもり状態の不登校について、学校と家庭だけでは解決できない状況もみられることから、必要に応じて市が臨床心理士等のカウンセラーを派遣する。

③ 深めよう絆スクール集会の実施

小中連携して中学校区ごとに「深めよう絆スクール集会」を実施し、学校・家庭・地域の連携を深めることで、いじめの防止を図る。

【評価】C

いじめを見逃さないという意識の高まりにより認知件数が増加したが、今後も認知件数の増減だけにとらわれることなく見逃さない気運を維持し、児童生徒を支援しなくてはならない。ただし、いじめがなくなることが理想であり、未然防止の視点から、かかわり合いのある活動を充実させ、社会性及び人間関係能力の児童生徒のスキルアップの手立てを講じる必要がある。

不登校児童生徒数は減少傾向にあるものの、虐待、貧困、病理、複雑な家庭環境など

の要因が絡み合った解決困難なケースが多くあり、児童生徒の心と生活の安定に向けて丁寧に寄り添う温かい支援を継続する必要がある。

【今後の方針】

平成 25 年度から市内の全児童生徒に、学校生活の満足度を調査するハイパーQ Uテストを実施する。より客観的なデータを補完することで小中一貫教育に基づく 9 年間の見取りを徹底し、いじめや不登校の未然防止、早期発見に役立てるとともに、個に応じた具体的な支援策の構築に取り組む。

いじめ、不登校の未然防止のため、社会性と集団適応能力の育成に向けて「小中一貫：深めよう絆スクール集会」に伴う「いじめ見逃しゼロ運動」などの様々な活動を小中連携における「かかわり合いのある活動」として実践する。

不登校対策として教育センター機能を活用し、悩む児童生徒及びその保護者に直接の相談活動や面談を実施し、課題解決のために学校やその他関係機関と連携して支援にあたる。

いじめ認知件数を評価指標とすることが適切かどうか検討し、ハイパーQ Uのデータによりいじめや不登校の温床の有無を指標とすることが可能かどうか研究する。



第二中学校区小中一体校の小中合同のあいさつ運動

～人間関係はまず朝のあいさつから～

大崎小学校の「『絆』強調月間」
に向けた生活目標

～友だちとの絆を深めよう～

せい かつ もく ひょう
10月11月の生活目標
ま ず な

○**深めよう絆!**

～友だちはいいもんだ～

友だちはいいもんだ 目と目でもの言えるんだ
困った時は力をかそう 遠慮はいらない
いつでもどこでも君を見てよ 愛を心に君と歩こう
友だちはいいもんだ 言いたいことが言えるんだ
悲しいときは励ましあおう 心はひとつさ
大人になっても忘れはしない 夢を大事に君と進もう
みんなは一人のために 一人はみんなのために
みんなは一人のために ひとりのために

1－(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に特別支援教育指導員を適切に配置するとともに、中学校区を中心とした教職員の情報交換会並びに研修会を実施し、特別支援教育の充実を図る。

【評価】 B

平成 19 年度に特殊教育から特別支援教育への転換が図られ 6 年が経過した。各校では概ね、特別支援学級の児童生徒のみを対象とせず、通常学級に在籍する児童生徒も対象にした特別支援教育がなされている。児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに対応していくためには、指導員の適切な配置と教職員の資質向上が不可欠である。年々、指導員の配置要望が高まっている現状の中、現有の指導員の適切な配置に努めたが現場の声に答え切れてはいない現状である。また、教職員の研修についても、教職員のニーズに応じた実内容的な内容にしていくように努めたが、現場の声としてさらなる研修の場が求められている。

【今後の方針】

特別支援教育の推進には、今後も特別支援教育指導員の配置増が必要である。従来の特別支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等を有する児童生徒等への学習・生活支援を充実していく必要がある。このことは、障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶ教育環境づくりといったインクルーシブ教育の視点からも一層必要がある。

また、特に、発達障がいの児童生徒への対応について苦慮している現状があり、児童生徒の特性の理解やその対応について教職員研修の充実を図っていく必要がある。

さらに、特別支援教育の地域の拠点校である月ヶ岡特別支援学校との連携を強化し、同校のセンター的機能を生かしながら研修においても共同で実施していく。

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親と子のふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

《主な取組》

(1) 放課後子ども教室 【子育て支援課】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図ります。

(2) 家庭教育講座 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) スクールアシスタント制度の充実 【学校教育課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築 【学校教育課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできるよう努めます。

《平成24年度の点検、評価等》

2-(1) 放課後子ども教室

【子育て支援課】

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【評価】 C

年度当初は2校で放課後子ども教室を新たに設置する予定であったが、平成24年9月に校舎移転後、施設運用の状況確認が必要であったこと、および現在校舎整備中であったことにより開設できなかった。

開設している各教室については、放課後子ども教室連絡協議会の開催回数を増やし、情報交換を行いながら、各教室の学校・地域・児童の交流や活動内容がより充実したものとなるよう進めた。

【今後の方針】

これまで開設してきた教室は、引き続き、事業内容や運営スタッフの充実に努めながら実施していく。

また、未開設の地域においては、自治会や子ども育成団体等と相談や協議をし、活動の中心となり得る地域の人材を掘り起こしながら小学校の施設状況に合わせ、小学校の地域交流施設や児童館等を利用した学習教室型やイベント型等の放課後子ども教室が進められないかといった検討をしていく。



果物狩り



餅つき大会



節分集会



クリスマス会



スポーツ活動



文化活動

2－(2) 家庭教育講座

【子育て支援課】

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族の触れ合いを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者に対し子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化事業

家庭の教育力向上を図るため、市内の全保育所、子育て支援センター、小中学校等において、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設する。

【評価】 B

保育所、小学校及び中学校の保護者を対象に、子どもの成長に合わせて講座内容の方向性を統一し、そのときに必要な情報や学ぶべき内容を講座内容に反映させて実施した。また、アンケート内容や項目を見直し、講座の役立ち度に成果指標を改めたことで、これまでと比較して講座内容についての参加者の反応をより確認しやすくなった。

【今後の方針】

子どものライフステージに応じて実施してきたそれぞれの家庭教育講座等を、マタニティ期から思春期までの子どもの成長に合わせて各時期で学ぶべき内容を再整理し、より効果を高められる家庭教育講座にしていく。



第二中学校 家庭教育講座

2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するために、保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するために、10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 B

10 か月健康相談会来場者へのブックスタート・パックの手渡しは確実にできている。来場されなかった方への配布も本館だけでなく分館でも実施し、配布者数は増えているものの配布率は僅かに下回った。また、ブックスタートのボランティア参加数は、前年度 19 名から 28 名と増加した。絵本の貸出数も僅かながら増加しており、家庭での読書環境の整備につながっていると考えられる。

【今後の方針】

10 か月健康相談会に出席できなかった方への案内の送付や子育て支援センター等関係施設へのブックスタートの啓発ポスター等の掲示で事業への理解を更に進めていきたい。

ブックスタートボランティアのスキルアップに努め、ボランティアの協力で事業内容の充実を図っていきたい。

また、ブックスタートのフォローアップ事業である「おはなしのじかん1・2・3」や「えほんのじかん」での絵本の紹介や、広報誌「親子で読書通信」でPRに努めるとともに、館内の特集展示やコーナーの絵本の構成を毎月替えることにより、絵本の魅力ある紹介に努め、貸出の増加につなげていきたい。



ブックスタートで絵本を楽しむ親子



ブックスタートパック



家族でにっこり♪おはなし会



乳幼児向けおはなし会

2-(4) スクールアシスタント制度の充実

【学校教育課】

【目的】

教職員の教育活動を補助すること。

【内容】

地域と学校をつなぐパイプ役として、また、教職員の多忙化解消のため適正な人員を配置し、教職員の教育活動を補助する。その際、資質向上を図るための研修の充実に努める。

【主な事務事業】

① スクールアシスタント推進事業

年3回、講演会・講義及び意見交換の場を設定し、補助的な業務を推進するうえで必要な知識や技能の習得の機会とし、資質向上を図る。

【評価】 B

スクールアシスタントは希望通り配置できた。資質向上を図るための研修会は1回減らしたが、第2回の開催時期が年度末近くということもあってか、参加率も前年に比較して約8ポイント減少した。

【今後の方針】

知識や技能習得のための魅力ある講習会・研修会の設定は継続しながら、日頃の悩みや学校運営上の課題について気軽に話ができる場の設定も検討する。これらの研修会等の内容の研究とともに開催時期や回数については、学校行事等の開催時期等も考慮しながら参加しやすい時期と負担にならないような実施回数となるよう一層配慮する。

また、今後は必ず参加者アンケートを取り、満足度や希望する研修テーマなどを把握し、今後の研修会等に役立てる。

2－(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【学校教育課】

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

小中一貫教育の推進に伴い、推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

地域の中から学校運営に関心を持ち積極的に提言できる方を学校評議員として委嘱し、随時学校の運営に関し意見を聴取する場を設定し、特色ある教育活動の推進及び学校の活性化を図る。

【評価】 B

学校評議員を活用して学校運営に対し意見をもらう場を各学校ともよく設定している。評議員会のようなあらたまった会議のみならず、学校行事への評議員の出席の折にも、校長の学校運営に参考となる意見を聴取することができることから、それらも評議員会の開催回数と合わせることで評議員会の開催回数が増えたと考えられる。併せて学校評議員との会合や小中一貫教育推進協議会の会合を通して意思疎通が一層深まり、校長が学校運営の参考にするための意見聴取の機会が増えている。

【今後の方針】

各学校に対し、中学校区の小中一貫教育推進協議会やさまざまな行事などを通じて地域の願いや要望をしっかりと受け止めるよう促していく。また、必要に応じて学校評議員会を開催し、小中一貫教育の理念に則った学校運営が随所に行われているかなどの視点を参考意見として積極的に受け止めるよう働きかけていく。

3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や
情報提供

《施策の基本的方針》

本市の生涯学習については、基本方針をまとめた三条市生涯学習推進計画（平成18年度策定）に基づき推進しています。

今後も引き続き、市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習人材バンクの整備、学習に関する情報提供や学習相談を通じて、学習機会や学習環境の充実に努めます。

また、市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図り、学習成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに努めます。

生涯学習の推進は、すなわち市民が生涯にわたって自らが学び、また趣味やサークル活動を通じて人と関わり、地域社会の一員として生きがいや喜びを見出せるよう支援します。

《主な取組》

(1) 生涯各期における学習機会の充実 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します。

(2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営む上で、身につけておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者及びボランティアが活躍できる場を提供できるよう努めます。

《平成24年度の点検、評価等》

3-(1) 生涯各期における学習機会の充実

【生涯学習課】

【目的】

市民が生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① 青少年体験教室

子どもたちがさまざまな体験活動を通して知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動を推進するための支援、三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、教養講座・文化講座を開設する。

③ 高齢者教育に関する講座

現代社会に対応できる知識の修得や趣味教養の向上を目指し、学習を通しての仲間づくりや健康で明朗、円満な人格形成を図り、高齢者の充実した生活支援のための事業を推進する。

【評価】B

公民館における教養講座・文化講座のほか、各世代に応じた講座内容を検討して開催し、参加者も概ね満足している状況と捉えている。今年度は25年ぶりの金環日食に関する学習会など時事関心が高まっているテーマの講座も開催し、参加者から高い満足度が得られている。平成24年度に教養講座・文化講座からサークルへ移行した団体も自主的な学びの場において積極的な活動を行っている。また中央公民館を核として、文教施設と連携した「まちなか文化祭」を開催し、生涯学習学びの情報発信を行い、全4会場（中央公民館、図書館、歴史民俗産業資料館、丸井今井邸）2日間で延3,140人もの参加があり、地域の人からも好評であった。

【今後の方針】

教養講座・文化講座については、平成25年度末に現行のすべての講座がサークル等へ移行する方向である。それに向けての調整と支援、新規講座開設におけるニーズ把握等

を行い、市民満足度の高い事業の推進に努める。また、今後も市民の生涯に渡る自主的な学習活動への支援に努め、生きがいつくりや仲間づくりを通じて、心と体の健康づくりや元気な高齢者を目指す事業、行政課題を捉えた各課連携事業を積極的に行うため、まちなかの文化文教施設を拠点に情報発信を積極的に推進していく。



金環日食学習会



まちなか文化祭 ― 中央公民館作品展

3-(2) 現代的課題などの学習

【生涯学習課】

【目的】

市民が現代社会で生活する際に必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要がある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

【主な事務事業】

① 待ったなし！現代講座

三条市が東日本大震災の廃棄物の受け入れをするにあたり放射能の問題への興味関心が高まったので、放射能とは何か、放射能の種類や単位、日常生活での放射線被ばくや人体に対する影響など、放射能の基本的な知識と、放射能が私たちの暮らしや健康にどう関わっているのかというようなことを学習するため、市民学習会「放射能と私たちの暮らし」を開催する。

② 環境教育

地球温暖化問題や震災による電力供給不足への対策として、環境課との連携によるライトダウンイベント「七夕キャンドルナイト」の実施や、高齢者教室等で「環境を考える」などをテーマに環境に関する学習会を実施する。

③ スマートウェルネス事業

適度な運動を生活習慣として取り入れ、スマートウェルネス三条が目指す心と体の健康づくりを推進するため、歩き方の基本を学び、参加者との交流やふるさと再発見を目的としてウォーキング教室を開催する。

【評価】B

現代の重要、喫緊の課題等に対応した学習に取り組み、市の行政課題としている環境課題やスマートウェルネス三条の推進のため、心と体の健康づくり、元気な高齢者をめざした講座企画を推進し、参加者からは高い満足度が得られている。今年度は特に、三条市が震災廃棄物の受け入れをするにあたり放射能の問題が挙げられ、「まったなし！現代講座」として放射能に関する市民対象の学習会を開催し、放射能の正しい知識や私たちの暮らしとの関わりを学んだ。5～6月、8会場でのタイムリーな開催であった。また、パソコン技術の習得のため、パソコン教室の申込者は依然として多いことから、積極的な事業運営を行っている。

【今後の方針】

今後も情報教育の重要性と参加希望の状況から、引き続きパソコン教室は充実していきたい。また、グローバルな視点からの国際理解の重要性を学ぶための講座、住環境の安全や環境問題の学習会、スマートウェルネス三条が目指す心と体の健康づくり教室等を更に推進するとともに、必要とされる現代的課題のテーマを捉え、学習機会を提供したい。



待ったなし！現代講座

市民学習会「放射能と私たちの暮らし」

* 「スマートウェルネス」

歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健幸」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進するもの。



七夕キャンドルナイト

3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

【目的】

市民が自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図るとともに、知識・経験や学習成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに努め、市民の生きがいつくり、仲間づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 市民総合大学

市民が学びの成果や自らが持つ知識・技能を活かし、自ら講師となったり、講座を企画・運営することを通じて循環型の生涯学習社会の実現を目指す。

② ITリーダー養成講座

パソコン操作の初心者への指導方法について講座を開催し、指導者を養成する。

③ レクリーダー養成講座

事業に使用するレクリエーションについて講座を開催し、指導者を養成する。

【評価】 A

学習成果を活かす仕組みづくりとして、市民総合大学や参加者による教室運営、学習成果を発表できる機会や学習成果が活かされていく取組の推進を図った。

また、生涯学習指導者の育成のため、生涯学習指導者養成講座を開催したり、ボランティアの活動参加を促進したりするなど、市民の自主的な生涯学習活動への参加を推進した。

【外部の方からの主な意見等】

学習成果を活かす仕組みづくりについて、市として積極的に支援してもらいたい。

【市の対応状況】

各種受講者が、受講の成果を発表できる機会や活用できる機会を設けるなどの支援を行っていきたい。

【今後の方針】

市民総合大学については、学習成果を発表する機会の充実を図るとともに、市民のニ

ーズにあった内容を検討する。

また、生涯学習ボランティア等についても広報等を積極的に行い、ボランティア活動を通じた生きがいつくり、仲間づくりの推進を図る。

生涯学習事業全般について、指導者の育成を強化し、生涯学習人材バンクへの登録の推進と指導者の確保に努める。

加えて、各種講座受講者が、学習成果を発表できる機会や活用できる機会を設けるなどの支援を行っていく。



市民総合大学「大人も楽しいグリム童話」



市民総合大学「演劇コミュニケーション」



IT リーダー養成講座

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

《施策の基本的方針》

ふるさと三条固有の歴史を物語る文化遺産は、市民の心のよりどころであり、地域の大切な財産です。かけがえのない文化遺産を保存・継承し、地域資源として活用できるようにするために、詳細な文化財調査を行い、文化財指定や登録などの保護を進めます。

また、埋蔵文化財についても、文化財保護法に基づき、開発事業と調整し、記録保存の発掘調査の実施などにより適切に保護を図ります。

保護された文化遺産を地域資源として磨き上げ、市民自ら情報発信源となり、ふるさと三条の素晴らしさを市内外に広めることができるよう、文化遺産に触れたり学習することができる機会の充実に努めます。

《主な取組》

(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定 【生涯学習課】

文化遺産を地域資源として活用できるようにするために、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習課】

遺跡展示会・遺跡体験講座・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実に努めます。

《平成24年度の点検、評価等》

4－(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を地域資源として活用できるように指定・登録すること。

【内容】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値づけし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするために、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

【主な事務事業】

① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された『三条市文化遺産リスト』に掲載された古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

② ふるさと三条再発見

三条固有の歴史を物語る「鍛冶の発祥」、「小路の由来」について調査成果をまとめたガイドブックを発行し文化遺産を記録・保存し活用につなげる。

【評価】 A

文化遺産リスト掲載物件を対象とした文化財総合調査を行い、価値づけされた地域の文化遺産5件について速やかに手続きを進め、市指定文化財・国登録有形文化財に指定・登録し活用できるようにすることができた。

また、文化遺産リストに掲載されている建造物、古文書、考古資料などの詳細調査を実施し、今後の保存、活用のための基礎資料の整備を進めた。

その他、ふるさと三条再発見調査成果により新たに価値付けされた文化遺産を紹介したガイドブックを刊行し、活用できるようにした。

【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査などにより価値づけされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに国登録有形文化財や市指定文化財に登録・指定し、地域資源として活用できるようにする。

特に、過去の歴史的建造物総合調査で価値が明らかになった中心市街地の歴史的建造

物は、国登録有形文化財への登録を目指し所有者と調整を図る。

また、ふるさと三条再発見事業で「下田のいしぶみ」、「大谷地紙」、「吉ヶ平民具」の調査、記録などを行い、三条市の魅力ある文化遺産を新たに価値付けし、活用につなげていく。

すでに平成 26 年度の目標値を達成しているが、今後もより多くの分野の文化遺産について詳細調査を進め、指定・登録の件数を増加させるように努める。



三条市指定有形文化財本成寺鐘楼
(田村収氏撮影)



三条市指定有形文化財本成寺黒門
(田村収氏撮影)



三条市指定有形文化財静照院釈迦堂
(田村収氏撮影)



三条市指定有形文化財京野原遺跡出土石棒
(小川忠博氏撮影)



国登録有形文化財嵐溪荘緑風館

4－(2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財を開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法により、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整を行い、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、9件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

発掘調査を必要としなかった件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が平成24年度105件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着した。

また、民間からの照会も多く、民間開発予定地や個人住宅建設予定地における確認調査が増加しているが、適切に保護が図られている。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

4－(3) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民の保護意識を涵養すること。

【内容】

遺跡展示会・遺跡体験講座・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。またこれらの事業を文化財保護団体などと共催し、その活動を支援する。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会・講演会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうため、下田郷土史研究会、三条考古学研究会、三条歴史研究会と共催し開催する。

② 遺跡出前体験講座

当時の人々の暮らしを体験することで、だれでもわかりやすく遺跡に親しむことができるようにする。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため、三条神楽保存会、栄神楽保存会と共催し開催する。

【評価】 B

歴史民俗産業資料館の企画展が「瞽女」や「金物」といった市民には馴染み深い、美術展示のような広く市民が鑑賞できるような企画ではなかったため、入館者数が減少したが、その他では様々な取組を行い、文化遺産公開活用事業の参加者数は増加傾向にある。

関係部局のイベント等で連携して遺跡展示や勾玉作りなどの体験を行い、文化財に興味のある人たちだけでなく、より多くの人々に文化遺産に親しんでもらうことができた。

また、九州国立博物館に吉野屋遺跡の土偶と火焰型土器などを貸出し、展示と九州国立歴史博物館のホームページで紹介してもらうなど地元だけでなく、全国に向けて多くの人々に三条市の文化遺産を紹介することができ、シティセールスにつなげる取組を行うことができた。

【外部の方からの主な意見等】

関係部局のイベント等とどのように連携しているのか。

【市の対応状況】

保内公園まつり（建設課）などで勾玉づくりなどを行い、地域の人たちに文化財の大切さを啓発している。

【今後の方針】

歴史民俗産業資料館の展示については、名誉市民岩田正巳生誕 120 周年展や伊勢神宮式年遷宮に併せた展示等話題性のある企画展を開催するとともに、企画展に関連したイベントを行う。

八十里越企画展、国登録有形文化財に登録された嵐溪荘緑風館をテーマとした文化財講演会、地域の伝統的なイベントなどをテーマとした下田郷文化財めぐりを下田地区の観光事業などと連携して開催し、三条市の魅力ある文化遺産の活用を図る。

遺跡出土品については、長野遺跡の縄文土器を展示活用ができるように修復・復元作業を進め、特別展で展示公開できるようにする。

また市外の博物館等へ出土品の貸出しを行い、展示活用されることで、ふるさと三条の魅力を市内外に広く情報発信できるように努める。



遺跡展示会



遺跡出前体験講座



三条かぐら鑑賞会



栄神楽鑑賞会

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成 24 年度）

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

○ 4 月 18 日 第 8 回臨時会

議 事：議第 1 号 栄北小学校事件に関わるその後の経過と対応について

○ 4 月 24 日 第 9 回定例会

報 告：報第 1 号 専決処分報告（三条市大島公民館須頃分館主事の任命）

報第 2 号 専決処分報告（三条市図書館協議会委員の委嘱）

議 事：議第 1 号 栄北小学校事件への対応について

○ 5 月 22 日 第 10 回臨時会（非公開）

議 事：議第 1 号 教育委員の辞職について

議第 2 号 教育長職務代理の選任について

○ 5 月 28 日 第 11 回定例会

報 告：報第 1 号 平成 23 年度第 3 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録
について

報第 2 号 平成 23 年度第 3 回三条市図書館協議会会議録について

報第 3 号 平成 24 年度第 1 回三条市文化財保護審議会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市立学校設置条例の一部改正について

議第 2 号 三条市（仮称）第一中学校区統合小学校校名等制定委員会設置要綱の制定
について

議第 3 号 三条市指定文化財の指定について

その他：(1) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

(2) 今後の学校給食の在り方について

(3) 三条市児童クラブ条例の一部改正について

(4) 三条市立児童館条例の一部改正について

○ 6 月 12 日 第 12 回臨時会（非公開）

議 事：議第 1 号 三条市教育委員会教育長の選任について

○ 6 月 25 日 第 13 回定例会

報 告：報第 1 号 専決処分報告（三条市公民館条例の一部を改正する条例の提出）

報第 2 号 平成 24 年度第 1 回三条市学校給食共同調理場運営委員会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について

議第 2 号 三条市図書館協議会委員の委嘱について

その他：(1) 教育に関する事務の点検及び評価について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

(3) 三条市議会 6 月定例会の概要について

○ 7 月 12 日 第 14 回臨時会

報 告：報第 1 号 専決処分報告（裏館小学校体育館棟改築建築本体工事請負契約の締結に関
する議案の提出）

報第 2 号 専決処分報告（裏館小学校体育館棟改築機械設備工事請負契約の締結に関

する議案の提出)

議 事：議第 1 号 三条市小中一貫教育検討委員会について

○ 7 月 12 日 第 2 回協議会（非公開）

協議事項：市内中学校の現状について

○ 7 月 26 日 第 15 回定例会

教育委員長の選挙・委員長職務代理委員の指定・議席の決定

報 告：報第 1 号 平成 25 年度使用教科用図書の採択について

報第 2 号 専決処分報告（三条市（仮称）第一中学校区統合小学校校名等制定委員会委員の委嘱）

報第 3 号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

議 事：議第 1 号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について

議第 2 号 三条市学校給食共同調理場運営委員会会議運営規程の廃止について

議第 3 号 三条市学校給食運営委員会規則の制定について

その他：(1) 下田地域複式学級に係る住民説明会経過報告について

(2) 一ノ木戸小学校及び裏館小学校改築事業竣工式並びに施設見学会について

(3) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○ 8 月 28 日 第 16 回定例会

報 告：報第 1 号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

報第 2 号 第一中学校区統合小学校校名等制定委員会の進捗状況について

報第 3 号 第二中学校区小中一体校地域交流施設暫定運営方針について

報第 4 号 平成 24 年度第 1 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第 5 号 平成 24 年度第 1 回三条市図書館協議会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市立学校調理士の服務に関する規程の制定について

議第 2 号 平成 24 年度教育に関する事務の点検及び評価について

その他：(1) 嵐南学校給食共同調理場調理等業務委託について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○ 8 月 28 日 第 3 回協議会（非公開）

協議事項：小中一貫教育推進組織構想案について

○ 9 月 28 日 第 17 回定例会

報 告：報第 1 号 事務監査請求に係る監査の結果について

報第 2 号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

報第 3 号 下田地域複式学級の対応について

その他：(1) 平成 24 年度教育委員学校訪問について

(2) 平成 24 年度教育委員先進地視察について

(3) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○ 9 月 28 日 第 4 回協議会（非公開）

協議事項：①第一中学校区小中一体校主要通学路（案）について

②第一中学校区小中一体校スクールバス運行（案）

○10月30日 第18回定例会

報 告：報第1号 第一中学校区統合小学校校名等制定委員会の進捗状況について

議 事：議第1号 三条市小中一貫教育推進委員会設置要綱の制定について

その他：小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○11月27日 第19回定例会

報 告：報第1号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

議 事：議第1号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について

議第2号 三条市井栗公民館及び井栗公民館旭分館の指定管理者の指定について

議第3号 情報公開意見照会書に関する回答について

その他：小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○11月27日 第5回協議会（非公開）

協議事項：三条市教育センター構想及び（仮）三条っ子発達応援事業について

○12月20日 第20回定例会

報 告：報第1号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

報第2号 第三者情報公開決定通知書について

議 事：議第1号 三条市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について

その他：(1) 三条市議会12月定例会の概要について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

(3) 平成24年度教育委員による幼稚園・保育所（園）訪問について

○12月20日 第6回協議会（非公開）

協議事項：①第一中学校区小中一体校開校に伴う学区各校諸行事予定について

②嵐南学校給食共同調理場調理等業務委託における最終受託候補者の選定について

○1月25日 第1回定例会

報 告：報第1号 平成24年度第2回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第2号 平成24年度第2回三条市図書館協議会会議録について

報第3号 小中学校耐震化の進捗状況について

報第4号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

報第5号 第一中学校区統合小学校校名等制定委員会の進捗状況について

議 事：議第1号 三条市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

議第2号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について

その他：小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○1月25日 第1回協議会（非公開）

協議事項：平成25年4月1日実施の教育委員会組織機構の見直しについて

○2月20日 第2回定例会

報 告：報第1号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

議 事：議第1号 三条市教育センター条例の制定について

議第2号 三条市子どもの育ちサポートセンター条例の制定について

議第3号 三条市理科教育振興基金条例の制定について

議第4号 採択請願の処理状況報告について

その他：(1) 市民団体からの文書の取扱について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

(3) 平成24年度小中学校卒業式参列者について

○2月27日 第3回臨時会（非公開）

議 事：議第1号 平成25年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について

議第2号 平成24年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

議第3号 市立学校教職員の人事異動について

○3月27日 第4回定例会

報 告：報第1号 教育委員会事務局職員の人事異動について

報第2号 教職員の人事異動について

報第2号 平成24年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第4号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

議 事：議第1号 三条市教育委員会規則等の一部改正について

議第2号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について

議第3号 三条市教育センター処務規程の制定について

議第4号 三条市子どもの育ちサポートセンター処務規程の制定について

議第5号 三条市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について

議第6号 三条市小中一貫教育推進指針の策定について

議第7号 三条市地区公民館館長、分館長及び分館主事の任命について

その他：(1) 三条市議会3月定例会の概要について

(2) 平成25年度三条市学校教育プランについて

(3) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

○日程及び訪問校

10月16日 荒沢小学校 笹岡小学校 大浦小学校 大崎小学校

19日 大崎中学校 第四中学校 保内小学校 旭小学校

23日 栄中央小学校 栄北小学校 第二中学校 井栗小学校 下田中学校

30日 南小学校 須頃小学校 裏館小学校 四日町小学校

3 教育委員の行政視察

小中一貫教育の推進に資するため、先進地の教育委員会及び学校を視察した。

○日程及び視察先

11月1・2日 大阪府箕面市教育委員会、三重県四日市市教育委員会

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（4月17日 新潟市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（5月23日 佐渡市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（7月20日 柏崎市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10月25・26日 魚沼市）

5 その他の出席

小中学校卒業式、小中学校周年事業記念式典、一ノ木戸小学校竣工式、裏館小学校竣工式、成人式、市展、スポーツ大会等

三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会文化研究科 准教授
委員長職務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	元三条市立西鱒田小学校長
委 員	(わたなべ くみ) 渡邊 久美	三条市PTA連合会顧問

・任期：平成25年7月1日から平成27年6月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

○第1回三条市教育事務点検評価委員会

- ・日時 平成25年7月16日（火）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・内容
 - （1）委員長の互選
 - （2）職務代理委員の指名
 - （3）教育に関する事務の点検及び評価について
 - ア 平成25年度実施方針について
 - イ 点検・評価対象項目【平成24年度事後評価シート】

○第2回三条市教育事務点検評価委員会

- ・日時 平成25年8月19日（月）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・内容 平成25年度教育に関する事務の点検及び評価報告書について